

# 特定非営利活動法人そよかぜ 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人そよかぜと称する。

### (事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都杉並区梅里 1 丁目 13 番 11 号に置く。

### (目 的)

第 3 条 この法人は、どんなに重い障害があっても、安心して暮らせる地域社会の創造を目指し、自立と社会参加への支援をおこなうことで、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 人権の擁護または平和の推進を図る活動

(4) 各前号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

### (特定非営利活動に係わる事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

(2) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

(3) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業

(4) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

(5) 障害のある人の福祉に関する調査・研究事業

(6) 介助をする人の養成・派遣及び研修事業

(7) 障害のある人への情報収集・提供事業

(8) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業・居宅サービス事業・介護予防サービス事業及び第 1 号訪問事業

(9) 自立生活を行うための支援事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有するもの

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同して賛助するため入会した個人および団体で、総会における議決権を有しないもの

### (入 会)

第 7 条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承認するものとする。

3 代表理事は、第 1 項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会 費)

第 8 条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費を毎年納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 繼続して 1 年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

### (退 会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
- (1) 法令やこの定款に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

(種類および定数)

- 第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事、1人を副代表理事とし、必要に応じて理事会の議決を経て、常務理事を置くことができる。

(選任等)

- 第13条 理事および監事は、正会員のうちから総会において選任する。

- 2 総会が招集されるまでに、補欠または増員のために理事および監事を緊急に選任する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により仮にこれを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。
- 3 代表理事および副代表理事は、理事の互選により定める。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 5 法第20条（役員の欠格事由）各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の日常業務を処理する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 理事の業務執行またはこの法人の財産の状況について、不正の行為または法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会または所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、その議決の前に当該役員に弁明の機会を

与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員は、理事総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。  
2 役員には、その報酬を執行するために要した費用を弁償することができる。  
3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第4章 総 会

(種 別)

- 第19条 総会は通常総会および臨時総会の2種類とする。

(構 成)

- 第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。  
第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) その他、運営に関する重要事項

(開 催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招 集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第24条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(議 決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

- 第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することがで

きる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。
  3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

## 第5章 理事会

(構 成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権 能)

第30条 理事会は、定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき

(招 集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名したものがこれにあたる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があつた場合は、この限りではない。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができ、または出席する理事を代理人として表決を委任す

ことができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者にあってはその旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその理事会において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。

## 第6章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業にともなう収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第7章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれにともなう予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告および決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剩余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

#### (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
  - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
  - (5) 社員の資格の喪失に関する事項
  - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
  - (7) 会議に関する事項
  - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
  - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
  - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならぬ事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

#### (解散)

第50条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 前項1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

#### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

#### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

## 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 事務局

#### (事務局の設置)

第54条 この法人は、事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名および職員若干名を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。
- 5. 「事務局会議」を開催し事務局長が議長となる。重要事項について理事会へ報告する。

## 第11章 委員会

#### (委員会)

第55条 この法人は、特定の事業の円滑な遂行をはかるため、理事会の議決を経て、その事業に関する委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その定められた事業について、理事会の議決に基づき、調査研究をし、または事業を遂行する。
- 3 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別に定める。

(委任)

第56条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第12章 雜則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人が法人として成立した日（以下、「設立の日」という）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条の第1項および第3項の規定に関わらず、次に掲げるものとする。  
その任期は、第15条の第1項の規定に関わらず、設立日から平成15年5月31日までとする。

代表理事：宮坂 知孝

理 事：杉原 千鶴子、小林 祐美、志村 紀久雄

監 事：中島 泉

- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立当初から平成15年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第41条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 個人会員年会費 3,000円
  - (2) 賛助会員個人年会費 3,000円
  - (3) 賛助会員団体年会費 10,000円

附則

この定款は所轄庁の認証があった日から施行する。（第4回通常総会において名称変更）

認証日平成17年9月 7日

登記日平成17年9月 20日

附則

この定款は平成18年2月 2日より施行する。（臨時総会において定款第2条を変更）

登記日平成18年2月 15日

附則

この定款は所轄庁の認証があった日から施行する。（臨時総会において定款第5条を変更）

認証日平成18年12月 13日

登記日平成18年12月 27日

附則

第11回通常総会において正会員の会費の額を改定。

正会員会費 3,000円を3,500円に変更

附則

この定款は所轄庁の認証があった日から施行する。（第11回通常総会において定款第5条、14条を変更）

認証日平成24年10月 5日

登記日平成24年10月 11日

附則

この定款は所轄庁の認証があった日から施行する。（臨時総会において定款第5条を変更）

認証日平成25年 3月 4日

登記日平成25年 3月 6日

附則

この定款は所轄庁の認証があった日から施行する。（第15回通常総会において定款第5条等を変更）

認証日平成29年 1月 11日

登記日平成29年 1月 13日

附則

この定款は平成29年11月9日より施行する。（臨時総会において定款第2条を変更）

登記日平成29年11月 14日

附則

この定款は平成30年 5月 25日より施行する。（第17回通常総会において定款第53条を変更）

附則

この定款は所轄庁の認証があった日から施行する。(第18回通常総会において定款第15条、第26条、第28条等の変更、その他語句の訂正)

認証日令和 元年 8月 30 日

登記日令和 元年 月 日

元書類收受日 令和1年9月3日

差替書類收受日 令和1年9月7日